

ヘルプマークのさらなる普及を求める意見書

ヘルプマークは、外見からは分かりづらい義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方などが、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、平成24年に東京都が作成・配布を開始した。

昨年7月には、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）の案内用図記号に採用されたこともあり、導入する自治体が増加している。

しかし、この、ヘルプマークの普及に当たっては、援助や配慮を必要とする方が携帯することに加え、ヘルプマークの存在を周知していくことが重要となるが、国民全体の認知度はいまだ低い状況にある。

よって、政府においては、ヘルプマークのさらなる普及を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 各自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みへの財政的な支援を充実させること。
- 2 関係省庁においても、国民へのさらなる普及及び理解促進を図るため、積極的な広報活動を実施すること。
- 3 公共交通事業者をはじめとする民間企業等においてもヘルプマークの導入が進むよう、国として積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月4日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び改革所属議員全員並びに無所属

坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び  
維新の党中山真一議員